

昭和五十九年法律第八十五号
日本電信電話株式会社等に関する法律

(目的)

第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

第二条 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。(事業)

会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をする。

二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんすること。

三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務

会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するため必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

五 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域)において行う地域電気通信業務(同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務をいふ。以下この条及び第二十三条第二号において同じ。)

イ 東日本電信電話株式会社につては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県、

口 西日本電信電話株式会社につては、京

都府及び大阪府並びに伊に掲げる県以外の県

一 前号の業務に附帯する業務

二 地域会社は、次の業務を営むことができる。

三 通信業務を営むものとされた都道府県の区域(次項において「目的業務区域」という。)以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

四 前項の業務のほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

五 二 それぞれ前項第一号の規定により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域(次項において「目的業務区域」という。)以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

六 地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならぬ。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

七 地域会社は、第三項及び第四項の業務のほか、第三項の業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項の業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

八 地域会社は、第三号まで掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載して、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

九 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十一 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十二 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十三 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十四 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十五 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十六 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十七 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十八 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十九 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

二十 地域会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号まで掲げる者により直接に占められた議決権の割合とこれらの人により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

(株式)

第四条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

した場合に外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないよう、当該株式の一部に限つて株式交換若しくは株式交付に際して株式(会社が有する自己の株式(以下「自己株式」という。)を除く。)の交付をしようとするとときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(新株予約権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第四号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換若しくは株式交付に際して新株予約権付社債(同号において「自己新株予約権付社債」という。)を除く。)の交付をしようとするときも、同様とする。

二 会社は、その株式の発行済株式の総数を保有していかなければならない。

三 二 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

四 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

五 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

六 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

七 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

八 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

九 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十一 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十二 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十三 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十四 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十五 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十六 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十七 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十八 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

十九 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

二十 会社は、会社法第二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

(定款の変更等)

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議並びに会社の剩余金の処分(損失の処理を除く。)の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 会社は、社債、株式等の振替に関する法律により株主名簿に記載し、又は記録することと

においては、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十八条の規定は、適用しない。

9 会社の設立に係る商法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第一百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法附則第三条第六項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

10 第八項の規定により公社が行う出資に係る給付は、附則第十一項の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかるわらず、その時に成立する。

11 会社は、商法第八十八条第一項の規定にかかるわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12 公社が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

13 商法第一百六十七条、第一百六十八条第二項及び第一百八十二条の規定は、会社の設立については、適用しない。

第四条 公社は、会社の成立の時に解消するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて会社が承継する。

2 公社の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、日本電信電話公社法第十条第二項第二号及び第五十八条第一項（監事の監査報告書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。

3 第一項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第五条 前条第一項の規定により会社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

2 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金が資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における引受け又は貸付けに係るものである場

合における当該電信電話債券又は借入金についての資金運用部資金法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第五百九号）第七条第一項の規定の適用については、会社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

3 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券が簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第十条の規定による改正前の簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第一条の簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。（職員に関する経過措置）

第六条 会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対しては、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするとときは、その者の公社の職員としての引き続いた在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

（会社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置）

第九条 会社の附則第八項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第三条第八項の規定による登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本電信電話公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「うち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は適用しない。

後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九号）第七条第一項の規定の適用については、会社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

10 会社の取得した附則第三条第八項の規定による改正前の簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第一条の簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。

11 会社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）から昭和五十七年三月三十日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定に該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することはできない。

12 会社の取得した附則第三条第八項の規定による改正前の簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第一条の簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。

13 会社の取得した附則第三条第八項の規定による改正前の簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第一条の簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。

（政令への委任）

第十条 附則第三条から前条までに規定するものほか、会社の設立及び公社の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（日本電信電話公社法等の廃止）

第十一条 次の法律は、廃止する。

一 日本電信電話公社法
法律第二百五十一号

二 日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）

（日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本電信電話公社法（以下「旧法」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第十三条 前条の規定の施行日の前日までの期間について公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

1 附則第六条第一項の規定の適用を受ける者の前条の規定の施行前に旧法第三十三条の規定により受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者は又はその委任を受けた者が懲戒処分を行ふものとする。

2 旧法第六十九条に規定する現金出納職員又は旧法第七十条に規定する総裁により物品の管理をする職員として任命された者の前条の規定の施行前の事實に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

3 附則第六条第一項の規定の適用を受ける者の前条の規定の施行前に旧法第三十三条の規定により受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。

4 旧法第六十九条に規定する現金出納職員又は旧法第七十条に規定する総裁により物品の管理をする職員として任命された者の前条の規定の施行前の事實に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

5 旧法第七十三条に規定する公社の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。

6 前条の規定の施行前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

7 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前各項に規定するもののほか、日本電信電話公社法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（発行済株式の総数の算定方法の特例）

第十三条 第四条第一項の規定の適用については、当分の間、新株募集若しくは新株予約権の行使による株式の発行又は取得請求権付株式若し必要な事項は、政令で定める。

しくは取得条項付株式の取得と引換えの株式の交付があつた場合には、これらによる株式の各增加数（次項において「不算入株式数」といいう。）は、それぞれ同条第一項の発行済株式の総数に算入しないものとする。

2 前項に規定する株式の増加後において株式の分割又は併合があつた場合は、不算入株式数に分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があつた場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもつて、同項の発行済株式の総数に算入しない株式の数とする。

（会社の新株募集等の認可の特例）

第十四条 会社は、当分の間、新株募集又は株式交換若しくは株式交付に際しての株式（自己株式を除く。）の交付による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、第四条第二項の認可を受けなくても、新株募集又は株式交換若しくは株式交付に際しての株式（自己株式を除く。）の交付をすることができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 総務大臣は、前項前段の総務省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（罰則）

第十五条 前条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。（金銭の交付等）

第十六条 東日本電信電話株式会社（以下この条において「東会社」という。）は、総務省令で定める期間における東会社の特定接続料（電気通信事業法第三十三条第二項に規定する接続料のうち電話の役務に係るものであつて総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）と西日本電信電話株式会社（以下この条において「西会社」という。）の特定接続料が同等の水準となることを確保するため、西会社に対し、西会社の接続の業務に要する費用の一部に充てるものとして総務省令で定める方法により算定した額の金額を交付するものとする。

2 前項に規定する総務省令で定める期間における東会社と西会社の特定接続料は、総務省令で定める方法により、それぞれの特定接続料に係る原価を合算した額に基づいて算定するものと

する。この場合において、当該特定接続料は、電気通信事業法第三十三条第四項第一号に適合しているものとみなす。

附 则（昭和六〇年三月三〇日法律第九号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 则（平成二年六月二九日法律第六五号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 则（平成四年五月二七日法律第六一号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成五年六月一四日法律第六三号）抄（施行期日）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 则（平成五年六月一四日法律第六三号）抄（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则（平成九年六月二〇日法律第九八号）抄（施行期日）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第三条 郵政大臣は、会社が営んでいる事業の地域会社及び長距離会社（以下「承継会社」という。）への適正かつ円滑な引継ぎを図るために、その事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。

3 地域会社及び長距離会社（以下「承継会社」という。）の承継会社に事業を引き継がせる時期

4 地域会社に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務

5 承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関する必要な事項

6 その他承継会社への事業の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項

（実施計画）

第四条 郵政大臣は、基本方針を定めたときは、会社に対し、承継会社ごとに、その事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を郵政省令で定めることにより作成すべきことを指示しなければならない。

2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項について記載するものとする。

3 会社は、第一項の規定による指示があつたときは、郵政大臣が定める期間内に基本方針に従い実施計画を作成し、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。

4 会社は、実施計画を変更しようとするとき

（基本方針）

3 地域会社又は前項の株式会社（以下「長距離会社」という。）が行うこととなる業務と併せて営むことが適当と認められるものについては、それぞれ、地域会社又は長距離会社に引き継がせるものとする。

4 地域会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れることができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又は日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十九号）」とする。

5 地域会社の設立に際して発行する株式の総数は、会社が引き受けるものとし、設立委員会はこれを会社に割り当てるものとする。

6 地域会社の設立に際し、地域会社に対する実施計画（以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その財産を出資し、又は譲渡するものとする。この場合においては、この法律による改正前の日本電信電話株式会社法（以下「旧法」という。）第十三条の規定は、適用しない。

7 地域会社の設立に係る商法第一百八十八条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十九号）附則第五条第五項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

8 地域会社の創立総会における定款の変更の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

9 第六項の規定により会社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、地域会社は、商法第五十七条の規定にかかるわらず、その時に成立する。

10 第六項の規定により会社が行う譲渡は、前項の地域会社の成立の時において行われるものとする。

11 地域会社は、商法第一百八十八条第一項の規定にかかわらず、地域会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

第五条 郵政大臣は、それぞれの地域会社ごとに設立委員会を命じ、当該地域会社の設立に関する起業人の職務を行わせる。

商法第一百六十七条、第一百六十八条第二項及び

第一百八十二条の規定は、地域会社の設立については、適用しない。

(長距離会社の設立等)

第六条 会社は、次に掲げる株式を引き受けるものとする。

一 長距離会社がその設立に際して発行する株式の総数

二 長距離会社がその設立後に承継計画において定めるところに従い発行する株式の総数

三 会社は、長距離会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資し、又は譲渡するものとする。この場合においては、

旧法第十三条の規定は、適用しない。

四 第一項の株式については、前条第四項の規定を準用する。

五 長距離会社が設立に際して株式を発行する場合については、商法第一百七十三条の規定、長距離会社が第一項第二号の株式を発行する場合については同法第二百四十六条第二項及び第二百八十一条の規定は、適用しない。

(事業等の承継)

第七条 地域会社はその成立の時において、長距

離会社はこの法律の施行の時において、それぞれ、承継計画において定めるところに従い、承継計画において定められた事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、会社から承継する。

第八条 この法律の施行の際に旧法第一条第二項の認可を受けて会社が営んでいる業務であつて、地域会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたものについては、当該地域会社が、その成立の時において新法第二条第四項第一号の規定による認可を受けたものとみなす。

会社は、当分の間、会社がこの法律の施行の際に営んでいる業務であつて、承継会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたものにして、承継会社が運営する連帶債務

2 前項の場合は、その社債に係る債務について、会社及び承継会社が連帶して弁済の責めに任ずる。

第九条 この法律の施行の時ににおいて発行されている会社の社債に係る債務については、会社及び承継会社の財産について他の債権者に先立つて

自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(地域会社の事業計画についての経過措置)

第十条 地域会社のその成立する日の属する営業年度の事業計画については、新法第十二条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「地域会社の成立後遅滞なく」とする。

(金銭の交付)

第十一条 東日本電信電話株式会社(以下「東会社」という。)は、西日本電信電話株式会社(以下「西会社」という。)の経営の安定化を図る必要があるときは、総務省令で定める金額の範囲内で、西会社に対し、その事業に要する費用に充てるための金錢を、東会社の設立の日以後三年以内に終了する各事業年度に係る利益の処分として交付することができる。

(租税関係法令の適用に関する経過措置)

第十二条 承継会社の附則第五条第六項又は第六条第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課すること

ができない。

2 承継会社の取得した附則第五条第六項又は第六条第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係る土地で承継会社が引き続き保有する土地のうち、旧法附則第三条第八項の規定により会社が取得したもの(旧法附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社が昭和十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については昭和四十七年四月一日)前に取得したものに限る。)に對しては、土地に対し課する特別土地保有税を課することができない。

3 承継会社の取得した附則第五条第六項又は第六条第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係るものとして承継計画に定められたもの以外のもの(新法第二条第一項に規定する業務に該当するものを除く。)を引き続き営むこ

とができる。

(社債に係る債務に関する連帶債務)

2 前項の場合には、その社債権者は、会社及び承継会社の財産について他の債権者に先立つて

自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(以下「施行日」という。)の前日において地方税法附則第十五条第二十七項から第三十項までの規定、地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)附則第六条第十五項から第十七項までの規定、同条第十八項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税附則第十五条第三十項の規定又は地方税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十七号)附則第六条第十一項若しくは第十二項の規定により固定資産税の課税標準の特例の適用を受けているものに対して課する固定資産税の課税標準は、これらの特例の適用を受けることとなつていた期間内は、なお従前の例による。

附則第六条第二項の規定により会社が地域会社に対しその財産を出資し、又は譲渡する場合において当該地域会社が受けた登記又は登録及び附則第六条第二項の規定により会社が長距離会社に対しその財産を出資し、又は譲渡する場合において当該長距離会社が受けた登記又は登録において、当該地域会社が受けた登記又は登録及び附則第六条第二項の規定により会社が長距離会社が長距離会社が受けた登記又は登録において当該長距離会社が受けた登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

附則第五条第十一項の規定により地域会社が受ける設立の登記については、登録免許税を課さない。

2 承継会社の取得した附則第五条第六項又は第六条第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係る土地で承継会社が引き続き保有する土地のうち、旧法附則第三条第八項の規定により会社が取得したもの(旧法附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社が昭和十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については昭和四十七年四月一日)前に取得したものに限る。)に對しては、土地に対し課する特別土地保有税を課することができない。

3 承継会社の取得した附則第五条第六項又は第六条第二項の規定により会社が行う出資又は譲渡に係るものとして承継計画に定められたもの以外のもの(新法第二条第一項に規定する業務に該当するものを除く。)を引き続き営むこ

とができる。

(電気通信事業法の適用に関する経過措置)

2 附則第十四条の規定に違反して、國際電気通信事業を営む法人に出資したとき。

3 附則第十五条の規定による命令に違反したとき。

金額(次項において「損金算入交付金額」といふ。)を除く。)と、同条第二項中「寄付金の額を除く」とあるのは、「寄付金の額及び損金算入交付金額を除く」とする。

東会社が適用年度の確定した決算において利益の処分による經理をした交付金の額に相当する金額は、西会社の対応年度の収益の額とみなす。

東会社が適用年度の確定した決算において利息の計算において「損金算入交付金額」といふ。

に伴う会社及び承継会社に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(國際電気通信事業を営む法人への出資)

会社は、施行日前において、郵政大臣の認可を受けて、國際電気通信事業を営む法人に出資することができる。

(事業の引継ぎ等に関する命令)

(関係法律の適用に関する経過措置)
十一條の二の規定により認可又は届出を必要とする事項については、施行日から三月以内にその認可の申請又は届出をしなければならない。この場合においては、当該承継会社は、当該認可又は届出を必要とする事項について、それぞれ当該申請に基づく認可に関する処分があるまで、又は当該届出をするまでの間は、この法律の施行の際現に会社が実施している電気通信役務に関する提供条件と同一のものを実施することができる。

第十九条 施行日前に次の表の第一欄に
記載のとおり、第二欄に掲げる規定にて
連邦法規の適用は開する(経過措置)

三	二	一	第一欄
第一百六十一号) 和三十二年法律(昭和三十一年)自然公園法(昭和三十一年)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)	核原料物質、核子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)	第二欄
三の十又項二八は三八、第十七条第三項	項目第一項	項目八第一条第一の十	第二欄
に公国長境はつに公國あ園定官、序環てある立許可	官庁技術長術学	官庁技術長術学	第三欄
可 許	可 訸	可 認	第四欄
可 許	可 許	可 許	第五欄

六		五		四
号)	(昭和二十六年法律第二百四十四年法律第一四一条、第五項、第一条)	海岸法(昭和三十一年法律第一百一十一条)	漁港法(昭和二十五年法律第一百三十七号)	
条	第十一项	第八条	第三十条	
第	第一項	第一項	第一項	
一	五	八	三十	
四	条	条	水	事
知	府	都	農	県
事	管	海	林	道
縣	理	岸	產	都
道	許	許	許可	許可
可	可	可	可	可

三十	二十	一十	十	九	八	七
共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第八十号)	都市公園法(昭和三十九年法律第二百一十九号)	道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)	電波法(昭和四十七年法律第二百三十一号)	海上交通安全法(昭和四十五年法律第二百五十五号)	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	港則法(昭和二十三年法律第二百四十四号)
項目	条項	又は	項	項	一項	第一項
第十四	第十一	第六	第三十	第三十一	第三十二条	第三十一条
者管理	者管理	者管理	道	官	長	港長
がされた占用	ものとみなされを受けた会社	可定により許可	許可	許可	許可	許可

四	河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)	四十													
二	施行日前に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条第一項又は第七条第一項の規定により会社の病院又は診療所について都道府県知事がした承認又は許可是、これらの規定により附則第七条の定めるところにより当該病院に係る権利及び義務を承継した承継会社の同意を得て当該病院について都道府県知事がした指定とみなす。	五十	電線共同溝の整備等に関する特種措置法(平成七年法律第三十号)	第十二条	第一項	第五項	第一条	第二項	第五項	第一項	第七項	第六項	第二項	第十一条	第一項
三	一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の二第一項 二 生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第四十九条 三 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項	三十	者管理道 理許可	第十二条	第一項	第五項	第一条	第二項	第五項	第一項	第七項	第六項	第二項	第十一条	第一項
四	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十九条第一項	二十	河川許可	第十二条	第一項	第五項	第一条	第二項	第五項	第一項	第七項	第六項	第二項	第十一条	第一項

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条及

(施行期日) 号抄 附則 (令和二年五月二二日法律第三〇)

構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定 公布の日

設等の整備等の促進に関する法律第五十六条、第三項第一号に規定する法律附則第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債・株式等の振替に関する法律第
二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）
を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。
二 第二百一十六条第一項の規定を除く。但し、

附 則（平成二六年六月二七日法律第九号）抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

2
社法」という。) 第二条第二項、第四項又は第五項の規定により届け出た業務とみなす。
この法律の施行の際現にされている旧会社法第二条第二項、第四項又は第五項の規定による認可の申請は、それぞれ新会社法第二条第二項、第四項又は第五項の規定によりした届出とみなす。

び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過し

た場合においてこの法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要がある

と認めるときは、その結果に基づいて所要の措

置を講ずるものとする。

(会社法の一部を改正する法律の施行は伴う關係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う

調整規定)

第九条 この法律の施行の日が会社法の一部を改定する法律の施行二年後関係法律の整備等に関する法律の施行の日を以てこの法律の施行の日とする。

正する法律の施行は伴う關係法律の整備等は関する法律の施行の日以後となる場合には、前条

の規定は、適用しない。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）

(施行期日) 指定

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

業行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

詔各号に定め在日が國旅行する
一 第五百九条の規定 公布の日